

●香川県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年4月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

平成19年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市観音寺町字洲内甲2736番 1地先から	前	7.5~20.0	193	街路事業による 現道拡幅
観音寺市観音寺町字加茂甲2450番 1地先まで	後	16.0~36.0	193	

- 4 供用開始の期日 平成19年4月6日